

地域	オマーン国
日付	2022年11月21日
法律事務所	Addleshaw Goddard Oman
役職名、氏名	Roger Bryne, パートナー兼オマーンオフィス長
連絡先	Tel +968 2495 0702 Mob +968 9549 6858 <R.Byrne@aglaw.com>

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- はい。オマーンにおける個人データの処理を規制するための勅令第 6/2022 号(オマーン DP 法)は 2022 年 2 月 9 日に公布され、2023 年 2 月 13 日に施行される予定です。オマーン DP 法の様々な要素を明確にするオマーン DP 法施行規則(規則)は、まだ運輸通信情報技術省(Ministry of Transport, Communications and Information Technology)から公表されていません。同規則は 2023 年 2 月までに発行される予定です。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- いいえ。また、オマーン DP 法は、以下のような状況における個人データの処理には適用されないと定めています。
- 公的機関による所定の任務の遂行および権限の行使
 - オマーンの経済的・財政的利益の保護
 - 関係当局からの書面による正式な要請に基づく犯罪の検出または防止
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)
- いいえ、オマーン DP 法により、これらの規定は廃止されています。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称:オマーンにおける個人データの処理を規制するための勅令第 6/2022 号(オマーン DP

法)

① 「個人情報」の定義	氏名、識別番号、オンライン識別子データ、位置データなどの1つ以上の識別子、または自然人の遺伝、身体、精神、生理、社会、文化、経済に特有の1つ以上の要素を参照することにより、直接または間接的に自然人を識別しまたは識別できるデータ。
② 法律の適用範囲	オマーン DP 法の規定は、処理される個人データに対して適用されず。 オマーン DP 法の規定は以下の場合における個人データの処理については適用されません。a. 国家安全保障または公共の利益の保護 b. 国の行政機関のユニットおよびその他の公的法人による、法律で定められた権限の行使 c. 何らかの法律の下で管理者に課された法的義務の履行 c. 法律、裁判所の判決または決定により管理者に課せられた法的義務の履行 d. 国の経済的および財政的利益の保護 e. データ主体の重要な利益の保護 f. 捜査当局からの正式な書面による要請に基づく犯罪の検出または防止 g. データ主体が契約している契約の遂行 i. 歴史的、統計的、科学的、文学的、経済的研究の目的で、これらの業務を遂行する権限を有する当局が行う場合。ただし、その当局が発表する研究または統計にはデータ主体に関する表示または参照は使用せず、個人データが識別されまたは識別され得る自然人に帰属しないことを保証する場合、または j. オマーン DP 法の規定に違反しない方法でデータが公開される場合。
③ 地理的範囲	この法律の適用範囲について明確な言及がないため、世界における他の主要データ保護法と同様のパターンに従い、オマーンで活動するあらゆる組織、およびオマーンに拠点を置いていないがオマーン居住者のデータを処理・収集するあらゆる組織に適用されると考えるのが妥当です。
④ URL	 https://mjla.gov.om/legislation/decrees/details.aspx?Id=1397&type=L
⑤ 施行日	2023年2月13日

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。
特にありません。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

- (a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

はい。

オマーン DP 法第 10 条: 個人データは、透明性、誠実さ、および人間の尊厳の尊重の枠組みの中で、データ主体の明示的な同意を得た後でのみ処理することができます。

個人データの処理に関する要請は、書面により、明確かつ明示的で理解しやすい方法によらなければならない。管理者は、データ主体のデータ処理に関する書面による同意を証明する必要があります。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

存在しません。

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

存在しません。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

i) データ主体の同意がある場合

ii) 法令に基づく場合

存在しません。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

はい。

オマーン DP 法第 13 条: 管理者は、個人データを処理する際に遵守すべき管理および手順(特に以下を含む)を確立するものとする。

a. データ主体が処理の結果として被る可能性のあるリスクを特定すること。

- b. 個人データの送信及び転送のための手順及び管理。
- c. 処理がオマーン DP 法の規定に従って行われることを保証するための技術的及び手続き的な措置。

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

オマーン DP 法第 14 条: 管理者は、個人データの処理を進める前に、データ主体に対し、以下の事項を書面で通知するものとする。

- a. 管理者及び処理者のデータ
- b. 個人データ保護責任者の連絡先
- c. 個人データの処理目的、および収集元。
- d. 処理とその手順、および個人データの開示の度合いに関する包括的かつ正確な説明。
- e. 個人データの所有者の権利(データへのアクセス、修正、転送、更新の権利など)。
- f. 処理条件を満たすために必要となる可能性のあるその他の情報。

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

はい。

オマーン DP 法 11 条: データ主体は、以下の権利を有します。

- a. 個人データの処理に関する同意を取り消す。ただし、取り消し前に行われた処理を害することはない。
- b. 個人データの修正、更新、遮断を要求する権利。

- c. 処理された個人データのコピーを取得する。
- d. 個人データを別の管理者に転送する。
- e. 国家的な保管および文書化の目的で処理が必要な場合を除き、個人データの消去を要求すること、および
- f. 個人データのハッキングまたは侵害、およびこれに関して取られた措置について通知を受けること。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

はい。

オマーン DP 法第 12 条

データ主体は、自己の個人データの処理がオマーン DP 法の規定に準拠しておらず、規則に定める管理および手続に従っていないと考え、または判断する場合、同省に苦情を申し立てることができる。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

オマーン DP 法に明示的に規定されていない上記の原則を含め、以下の OECD プライバシーガイドラインの各原則の適用を特に排除するような規定は、いかなる分野にも存在しない。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

(e) 安全保護措置の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

ガバメントアクセス

第 18 条: 管理者および処理者は、同省(訳者注: 運輸・通信・情報技術省)に協力し、同省がオマーン DP 法の規定に従ってその権限を行使するために必要と考えるデータおよび文書を、規則で定められた期間内に提出するものとする。

データローカライゼーション

第 23 条: 管理者は、規則に定められた管理および対策に従って、オマーン国の国境を越えて個人データを移転し、又は移転することを許可することができる。

個人データがオマーン DP 法の規定に違反して処理された場合、またはデータ主体に損害を与える場合、管理者は個人データを移転することを禁じられる。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

名称: 運輸・通信・情報技術省 (*The Ministry of Transport, Communications and Information Technology*)

住所: *Muscat P.O. Box 684, Zip Code : 100, Sultanate of Oman*

電話番号: *(+968) 24685506*

WEB サイト: *<https://www.mtcit.gov.om/ITAPortal/ITA/default.aspx>*